

特別支援（中学校）

1 改訂の基本的な考え方

○ 障害のある児童（生徒）などへの指導について

- ・今回の改訂に至る法改正等の動向をふまえ、各学校は特別な配慮が必要な子供に対する実態把握や指導方法の工夫について組織的・計画的に取り組む。
- ・一人一人の障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある児童などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく。
→各教科編等の「指導計画の作成と内容の取扱い」においても、困難さに対する指導上の工夫の意図、個に応じた手立てについて示されていることを参考とする。

○ 通級による指導における特別の教育課程

- ・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。
- ・教員間の連携に努め、通級による指導の効果が通常の学級において波及することを目指す。

○ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

- ・特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒に対して2つの計画の作成が義務づけられるとともに、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対しても作成・活用に努めることが示された。

2 特別支援学級における特別の教育課程

○ 自立活動の指導について

- ・今回の改訂では、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れることが規定された。
- ・自立活動の内容は、障害の重度・重複化や発達障害を含む多様な障害に応じた指導や、自己の理解を深め主体的に学ぶ意欲を一層伸長するなどの発達の段階を踏まえた指導を充実するため、従前の26項目から27項目に増え、また2つの項目の内容が改められた。

※今回の改訂で新しく加えられた項目

「1 健康の保持」 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。

※今回の改訂で内容が改められた項目

「4 環境の把握」 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。

(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。

- ・実態把握から具体的な指導内容を設定する道筋のイメージを具体的にもてるように、手続きの例（流れ図）が示されている。
- ・具体的な指導内容を設定する際の考慮事項として、
「自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること」
「自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること」が新たに示された。

○ 教育課程の取扱いについて

- ・個々の子供の障害の状態や特性、発達の段階等を踏まえ、教育課程を編成することが規定された。
- ・特別支援学校学習指導要領「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考に手順例が示されている
→例として挙げられている知的障害者である児童生徒を教育する特別支援学校小学部・中学部の各教科についても今回改訂されていることを押さえるとともに、その内容や指導形態（教科別の指導、各教科等を合わせた指導）について確認する。教科別の指導を行う場合や各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を行う。
- ・特別の教育課程に関する規定を参考にする際には、なぜ、その規定を参考にするということを選択したのか、保護者等に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切である。